

「予防・健康づくりに関する啓発による健診受診率向上事業」企画・運営等業務に係る  
企画提案の募集要領

1 目的

この要領は、「予防・健康づくりに関する啓発による健診受診率向上事業」企画・運営等業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

「予防・健康づくりに関する啓発による健診受診率向上事業」企画・運営等業務

(2) 業務内容

別紙「予防・健康づくりに関する啓発による健診受診率向上事業」企画・運営等業務委託仕様書（以下、仕様書）のとおり

(3) 委託契約金額の上限

14,982,000円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期限

契約締結日から令和9年2月26日まで

3 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ① 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に準じ、競争入札参加資格を有する者（競争入札参加資格の申請中の者を含む）であること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- ③ 応募資格審査の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- ⑤ 福井県税の滞納がないこと
- ⑥ 消費税および地方消費税の滞納がないこと
- ⑦ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- ⑧ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

- 団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑨ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと
- ⑩ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- ⑪ 福井県から訴えを提起されていないこと
- ⑫ その他、福井県との協議に柔軟、真摯に対応できること

## (2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年6月22日（月） 17時（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土日祝休日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	福井県健康福祉部健康医療局健康政策課健康長寿グループ
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式1） (2) 企画提案参加資格誓約書（様式2） (3) 企画提案参加事業者の概要、事業内容等がわかる書類（会社案内等） (4) 直近3期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し (5) 福井県税の滞納がない旨の証明書 (6) 消費税および地方消費税の滞納がない旨の証明書 (7) 過去に実施した同種または類似業務の概要（様式3）
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

## (3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年6月24日（水）までに通知する。

## 4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式4）により、令和8年6月16日（火）17時までに福井県健康福祉部健康医療局健康政策課健康長寿グループあて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年6月18日（木）までに、福井県健康福祉部健康医療局健康政策課のホームページにて公表する。

ただし、軽微な質問については、質問者のみに口頭で回答する場合がある。

## 5 企画提案書の提出

① 提出期限	令和8年6月30日（火） 17時（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土日祝休日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	福井県健康福祉部健康医療局健康政策課健康長寿グループ
④ 提出書類	企画提案書（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらでも可） ※経費見積書（仕様書4、5に記載の項目それぞれについての金額（内訳含む）を明示すること。）
⑤ 提出部数	8部（紙資料で提出すること。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

## 6 委託先候補者の選定等

企画提案書およびプレゼンテーション（プレゼンテーション10分以内、質疑応答は別途）の内容を審査した上で委託先候補者を選定する。

### （1）プレゼンテーションの実施

企画提案者は、福井県が開催する企画提案審査会において、企画提案内容についてプレゼンテーションを行うこと。なお、企画提案審査会の実施時間および場所については、企画提案者に別途通知する。

※プレゼンテーションは、既提出の企画提案書等を用いることとする。

### （2）審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらずプレゼンテーションを実施した日から1週間以内に企画提案書を提出した者に書面にて通知する。

なお、審査結果の異議申立ては受け付けない。

### （3）選定されなかった企画提案者に対する理由の説明

①選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参して、企画提案書提出場所に提出しなければならない。

②福井県は、説明を求めた企画提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。

## 7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、福井県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 前記3(1)に掲げる企画提案書を提出するものに必要な資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じない場合
- (6) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがある場合
- (7) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不相当となるような事情が生じたとき

## 8 再委託

本委託業務については原則として再委託することはできない。ただし、福井県に協議の上、あらかじめ承諾を得た場合、業務の一部を再委託することができる。

## 9 その他

- (1) 委託業務の成果品（委託業者で製作されたキャラクター、キャッチフレーズ等も含む。）に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）等一切の知的財産権は福井県に帰属する。
- (2) 福井県は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に定める特定健康診査をいう。）の制度の周知および受診率向上を目的とした取組みのために必要がある場合には、仕様書4、5に記載の広告を利用することができる。
- (3) この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

## 10 問合せ、書類提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局健康政策課健康長寿グループ

電話：0776-20-0352

FAX：0776-20-0726

電子メール：kenko-seisaku@pref.fukui.lg.jp

（土日祝休日を除く、9時から17時まで）